

# 平成 30 年度 第 3 回松江市入札監視委員会

## 議 事 概 要

開催日及び場所	平成 31 年 2 月 20 日（水） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部 寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授） 丑久保 和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士）	
審議対象期間	平成 30 年 8 月 1 日～11 月 30 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札率等の状況について</li> <li>● 入札方式別発注工事等の状況について</li> <li>● 指名停止等の運用状況について</li> </ul>	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	随契	松江市防災行政無線（デジタル同報系 3 期）整備工事設計業務委託
	一般	松江市南工場解体工事
	指名	市営古志原アパート外 1 団地量水器取替工事
七類分団七類班消防機庫改築工事		
黒田町西原地区浸水対策設計業務委託		
		（備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予定価格は大きいですが総合評価方式ではない</li> <li>● 落札率が高い</li> <li>● 入札参加者は多いが有効入札者が 1 者のみ</li> <li>● 第 1 回目入札が予定価格超過による第 2 回目入札の参加者が少ない</li> <li>● 随意契約で契約金額が契約予定額とほぼ同額</li> </ul>
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

## 抽出事案説明書

入札方式	随意契約
業務名	松江市防災行政無線（デジタル同報系 3 期）整備工事設計業務委託
履行期間	平成 30 年 9 月 11 日～平成 31 年 3 月 29 日
業務種別	土木関係建設コンサルタント（電気電子）
業務概要	業務場所：松江市内一円 業務内容：アナログ方式で運用している鹿島地域の防災行政同報系のデジタル化及び市内の屋外拡声子局の増設を行うための設計業務。
適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）
契約予定額（税込）	非公開
契約業者名	ビーム計画設計(株)
契約金額（税込）	1,890,000 円（請負率：非公開）
経過	随意契約審査会承認日：平成 30 年 8 月 8 日 契 約 日：平成 30 年 9 月 10 日

## 抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札（事前審査型）				
工事名	松江市南工場解体工事				
工期	平成 30 年 10 月 2 日～平成 32 年 3 月 5 日				
工事種別	解体工事				
工事概要	工事場所：松江市矢田町 工事内容：一般廃棄物焼却処理施設である南工場を解体するもの。				
入札参加資格	<p>下記を満たす 2 者で構成する特別共同企業体（特別 JV）であること。</p> <p>①格付又は総合点数          代表者：市登録名簿で建築一式工事の総合点数が 1,500 点以上          構成員：市登録名簿で建築一式工事の総合点数が 1,200 点以上</p> <p>②営業所所在地          代表者：指定なし          構成員：建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。</p> <p>③出資比率          代表者、構成員とも 30%以上</p> <p>④工事実績          代表者：元請又は共同企業体（経常 JV を除く）の代表者として、国（公団公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は市町村（公社、合併前の旧市町村を含む）が、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省発 0110 第 1 号）に基づき発注した焼却能力 200t/日以上一般廃棄物処理施設の解体工事の施工実績があること。          構成員：元請又は共同企業体（経常 JV を除く）の構成員（出資比率 20%以上）として、1 契約で 1 棟の延床面積が 2,500 m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリート造の建物解体工事の施工実績があること。</p> <p>⑤配置技術者          建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前 3 ヶ月以上）にある下記を満たす者を専任配置。          代表者：下記のア）、イ）を全て満たす者              ア）1 級建築士、1 級建築施工管理技士又は同等以上の能力と国が認定した者で、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けかつ講習を受けていること。              イ）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習の受講者。          構成員：1 級建築士、1 級建築施工管理技士又は同等以上の能力と国が認定した者。</p>				
入札参加資格確認申請業者数	1 者	入札参加資格条件不適合業者数	なし	入札参加業者数	1 者
予定価格（税込）	853,282,080 円		調査基準価格（税込）	適用しない	
契約金額（税込）	826,740,000 円（落札率：96.89%）				

入札の経緯  
及び結果

平成 30 年 4 月 12 日 公告

競争入札参加申請締切日時の平成 30 年 5 月 17 日 17:00 の時点で 1 者の特別 JV からのみ申請があったが、公告で「申請者が 1 者のみの場合は入札を中止する。」としていたので、本公告における入札を中止し、参加条件を一部変更して再度公告を行うこととした。

平成 30 年 5 月 25 日 再度公告

上記入札参加資格の①④を下記のとおり変更。

①格付又は総合点数

構成員に求める市登録名簿の総合点数：1,200 点→1,100 点

④工事实績

代表者に求める工事实績：焼却能力 200t/日以上→100t/日以上

併せて、申請者が 1 者のみの場合でも入札を行うこととした。

競争入札参加申請締切日時の平成 30 年 6 月 22 日 17:00 の時点で 1 者の特別 JV からのみ申請があり、当該 JV の各構成員の資格・施工実績・配置技術者、当該 JV から提出された施工提案書等を審査の結果、本案件の入札参加に適する者であったので、平成 30 年 7 月 11 日付で「松江市建設工事入札参加者等選定要領」第 9 条で規定する指名審査会の委員長及び副委員長等の承認を得た後、平成 30 年 7 月 17 日付の競争入参加資格確認通知書にて、当該 JV へ本案件への入札参加資格を有する旨を通知。

平成 30 年 8 月 3 日 開札

第 1 回目の応札で入札参加資格を有する 1 者が応札し、応札額が予定価格以下（調査基準価格は適用なし）であったので、東亜建設工業・松江土建特別共同企業体に落札決定。

なお、契約に際し議会での議決が必要な案件のため、仮契約のみ締結。

平成 30 年 10 月 1 日

9 月議会での議決を得たので、本契約を締結。

## 抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	市営古志原アパート外1団地量水器取替工事
工期	平成30年11月28日～平成31年2月28日
工事種別	管工事
工事概要	<p>工事場所：松江市古志原四丁目外</p> <p>工事概要：検定満期（有効期間8年）となった水道メータの取替工事</p> <p>工事内容：（古志原アパート）乾式直読式水道メータ取替 13mm：34個 20mm：72個 25mm：171個</p> <p>（中曽根アパート）乾式直読式水道メータ取替 13mm：17個 20mm：120個</p>
工事のランク	無し
指名業者数	20者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者で、下記の条件を満たす23者のうち20者をローテーションで指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。</li> <li>● 主たる施工実績が給排水衛生設備工事であること。</li> <li>● 松江市水道事業指定給水装置工事事業者であること。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	13者
予定価格（税込）	10,264,320円
最低制限価格（税込）	9,529,920円
契約金額（税込）	10,260,000円（落札率：99.96%）
入札の経緯及び結果	<p>平成30年11月26日 開札</p> <p>指名業者20者のうち第1回目の入札で13者の応札があり、うち12者は予定価格超過となり、残り1者の山陰酸素エンジニアリング(株)に落札決定。</p>

入札方式	指名競争入札
工事名	七類分団七類班消防機庫改築工事
工期	平成 30 年 11 月 7 日～平成 31 年 2 月 15 日
工事種別	建築一式工事
工事概要	工事場所：松江市美保関町 工事概要：七類分団七類班の消防機庫を改築するもの 工事内容：床面積 19.2 m <sup>2</sup>
工事のランク	A又はB若しくはC
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす 24 者のうち 15 者をローテーションで指名。 ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が建築一式工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	1 者
予定価格（税込）	6,083,640 円
最低制限価格（税込）	5,627,232 円
契約金額（税込）	6,048,000 円（落札率：99.41%）
入札の経緯及び結果	平成 30 年 9 月 14 日の当初入札で、応札は 1 者であったが最低制限価格未満のため不落となり、再入札となった案件。 平成 30 年 11 月 1 日 開札 指名業者 15 者のうち第 1 回目の入札で 1 者のみの応札であり、予定価格以下及び最低制限価格以上であったので、(株)梶野工務店に落札決定。

## 抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	黒田町西原地区浸水対策設計業務委託
履行期間	平成30年8月17日～12月25日
業務種別	土木関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市黒田町外 業務内容：浸水対策設計業務 1式（想定排水面積 A=18ha）
業務のランク	なし
指名業者数	12者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす16者のうち12者をローテーションで指名。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に本社（本店）を有する事業者であること。</li> <li>● 「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「下水道」で登録した技術士、RCCM、認定技術管理者のいずれかが在籍すること。</li> <li>● 電子入札登録者であること。</li> </ul>
入札参加業者数	3者（第1回目：12者）
予定価格（税込）	非公開
調査基準価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	7,560,000円（落札率：非公開）
入札の経緯及び結果	平成30年8月9日 開札 第1回目の入札で12者が応札したが、全者予定価格超過のため第2回目の入札を実施。第2回目には3者が応札し、うち1者が予定価格超過となり、残り2者のうち最も入札価格の安い(株)太陽建設コンサルタントに落札決定。

**1. 落札率等の状況について**

(説明要旨)

【建設工事】

**○落札率の推移**

今年度4月～11月の平均落札率は94.47%で、昨年度の年間平均落札率93.22%と比べ1.25ポイント上昇。また、昨年度同時期の93.07%と比べても1.4ポイント上昇。昨年度は著しく低入札価格での落札があり、これが原因で落札率も低下していたが、今年度は低入札での落札は4件あるが、4件とも著しく低入札価格での落札ではないので、落札率もそこまで低下していない。

**○月別入札件数と落札率の推移**

今年度4月～11月の落札件数は193件で昨年度同時期と比べ13件の増加、入札執行件数は216件で昨年度同時期と比べ13件の増加。また、今年度8月～11月の落札件数は109件で、昨年度同時期と比べ4件の増加。今年度8月～11月に低入札での落札が2件あるが、どちらも著しく低入札価格ではないので、月別ではほぼ同じような落札率となっている。なお、8月の落札率が95.45%と他の月に比べ少し高くなっているが、これは「松江市南工場解体工事」が影響している。

**○工種別落札率の推移**

今年度4月～11月は、例年同様、建築一式・電気・管・塗装・消防施設・解体は落札率が高く、舗装は落札率が低い傾向であるが、土木一式については93.01%と昨年度に比べ高くなっている。

**○価格帯別落札率推移**

今年度4月～11月について、6,000万～7,000万円の落札率が高いのは、総合評価方式を適用した土木一式1案件が予定価格に近い額での落札となっているのが影響している。また、7,000万～8,000万円の落札率が低いのは、総合評価方式を適用した土木一式2案件で競争性が働き落札率が低くなったと推測する。このうちの1案件は、低入札での落札となった案件である。8,000万～9,000万円の落札率が低いのは、この価格帯は総合評価方式を適用した土木一式1案件のみであるが、この案件は低入札での落札だった。1億5,000万円以上の落札率が高いのは、総合評価方式を適用した建築一式と一般競争の解体工事の2件とも、落札率が高いためである。

**○入札執行状況**

今年度4月～11月の入札執行状況は、執行件数は216件のうち8月～11月は110件、不調・不落件数は23件のうち8月～11月は20件である。昨年度同時期も不調・不落は23件あるが、今年度は8月～11月で件数が急に増加している。これについては、人手不足や年度末に向けての受注を控えている等のほか、小規模工事の中には地元調整に時間を費やす案件もあり、入札参加を敬遠されたのではないかと推測する。

【業務委託】

**○落札率の推移**

今年度4月～11月の平均落札率は91.25%で、昨年度の年間平均落札率94.28%と比べ3.03ポイント低下。また、昨年度同時期の94.25%と比べても3ポイント低下。これは、前回の委員会でも



報告したが、低入札で落札となった1案件が影響していると推測する。

#### ○月別入札件数と落札率の推移

今年度4月～11月の落札件数は61件で、昨年度同時期と比べ22件の減少。また、今年度8月～11月の落札件数は32件で、昨年度同時期と比べ2件の増加。

#### ○業種別落札率の推移

今年度4月～11月の落札率は、建築設計84.87%、土木設計92.19%であるが、前回の委員会でも報告したが、建築設計については落札率50%の低入札での落札案件、土木設計については落札率85.17%の案件が影響している。

#### ○価格帯別落札率推移

今年度4月～11月の落札率について、前回の委員会での報告から変わらないが、1,000万～2,000万円の落札率が低いのは、落札率50%の建築設計の案件が影響している。また、4,000万～5,000万円についても、落札率85.17%の土木設計の案件が影響し落札率が低くなっている。

#### ○入札執行状況

今年度4月～11月について、不調・不落はなし。

## 2. 入札方式別発注工事等の状況について

添付の資料を参照いただきたい。(詳細説明は省略)

質問及び意見

回答

質問及び意見は特になし。

### 【審議事項について】

#### 1. 随意契約【松江市防災行政無線（デジタル同報系3期）整備工事設計業務委託】

工事期間：平成30年9月11日～平成31年3月29日

経過：平成30年8月8日

随意契約審査会で承認を得る

平成30年9月10日

契約締結

#### ○契約金額が契約予定額とほぼ同額であることについて

本案件の契約業者は、デジタル同報系1期及び2期整備工事設計業務委託の受託者でもあることから、予算要求時に本案件に係る参考見積をこの業者から徴取しそれを基に予算要求を行ったが、査定の結果要求額に対し減額となったため、業務実施に当たり、設計内容について再度精査のうえ業者とあらためて協議を行ない、見積を徴取した。この見積を基にした契約予定額での随意契約の承認を、平成30年8月8日の随意契約審査会で得た。

なお、契約締結の際にも価格交渉を行ったが、随意契約審査会付議までにも価格交渉を行っていることもあり、交渉の結果これ以上の減額ができなかったもの。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>事前の見積徴取の段階で既に価格交渉をしているので、契約時の価格交渉では、これ以上の値下げは出来ないということであったのか。</p>	<p>そのとおりである。随意契約審査会付議までに業者とあらかじめ協議を行ったうえで徴取した見積額で、随意契約審査会の承認を得た。さらに、審査会承認後も価格交渉を行ったが、これ以上の値下げは出来ないとの回答を得た。</p>
<p>当初から、入札ではなく随意契約で進めるという方針でスタートしたものか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>予算要求時に提出した当初の見積額でないと、業務を受けることが出来ないということだったのか。</p>	<p>当初徴取した参考見積を基に予算要求したが、査定で減額となったため、業務実施にあたりあらかじめ業者と協議を行い、再度見積を徴取したという経緯である。</p>
<p>1期及び2期の設計業務委託時は、入札であったのか、それとも随意契約であったのか。</p>	<p>1期は入札を行い、2期は業務内容が1期と同様であったので、1期の受託業者との随意契約とした。</p>
<p>松江市として、随意契約を行う際のガイドラインのようなものは作成しているのか。</p>	<p>随意契約ガイドライン（非公表）は平成25年10月に作成しているが、これとは別に、随意契約に関する事務処理規定を内規として作成している。 実際の流れは、随意契約を行いたい案件がある場合、まずは契約検査課と協議を行い、随意契約とするのに問題が無いかどうか等を契約検査課で判断のうえ、随意契約審査会に付議し審査を行う。</p>
<p>予算要求の参考見積を徴取する際に、本案件の契約業者以外の業者には依頼していないのか。</p>	<p>この業者は、1期及び2期業務の受託者である外に島根県のシステム回線設計業務の受託業者でもあり、本市もこの回線を使用していること等も踏まえ、今回の設計業務の遂行が可能なのはこの業者のみであると判断し、この業者以外からは見積を徴取していない。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	

## 2. 一般競争入札（事前審査型）【松江市南工場工事】

工事期間：平成 30 年 10 月 2 日～平成 32 年 3 月 5 日

入札の経緯および結果：平成 30 年 4 月 12 日 公告

競争入札参加申請締切日時の平成 30 年 5 月 17 日 17:00 の時点で 1 者の特別 JV からのみ申請があったが、公告で「申請者が 1 者のみの場合は入札を中止する。」としていたので、本公告における入札を中止し、参加条件を一部変更して再度公告を行うこととした。

平成 30 年 5 月 25 日 再度公告

入札参加資格の一部を下記のとおり変更。

①格付又は総合点数

構成員に求める市登録名簿の総合点数：1,200 点→1,100 点

②工事实績

代表者に求める工事实績：焼却能力 200t/日以上→100t/日以上

併せて、申請者が 1 者のみの場合でも入札を行うこととした。

競争入札参加申請締切日時の平成 30 年 6 月 22 日 17:00 の時点で 1 者の特別 JV からのみ申請があり、当該 JV の各構成員の資格・施工実績・配置技術者、当該 JV から提出された施工提案書等を審査の結果、本案件の入札参加に適する者であったので、平成 30 年 7 月 11 日付で「松江市建設工事入札参加者等選定要領」第 9 条で規定する指名審査会の委員長及び副委員長等の承認を得た後、平成 30 年 7 月 17 日付の競争入参加資格確認通知書にて、当該 JV へ本案件への入札参加資格を有する旨を通知。

平成 30 年 8 月 3 日 開札

第 1 回目の応札で入札参加資格を有する 1 者が応札し、応札額が予定価格以下（調査基準価格は適用なし）であったので、東亜建設工業・松江市建特別共同企業体に落札決定。

なお、契約に際し議会での議決が必要な案件のため、仮契約のみ締結。

平成 30 年 10 月 1 日

9 月議会での議決を得たので、本契約を締結。

○JV による工事であること、応札者が 1 者であること、予定価格が極端に大きいにもかかわらず総合評価の対象としていないことについて

事前審査型採用の経緯について、本案件は入札参加希望者に技術提案書の提出を求めており、またこの提案書の確認には専門の知識が必要であり、内容の精査・聞き取り及び手直し等も含め審査に 1 ヶ月以上かかるため、事後審査型にすると開札から落札決定までの期間が長くなること、また特殊な解体工事であることから、入札参加者に要求する技術能力を有する者か否かをあらかじめ審査し、入札参加者を決定する必要がある等の理由により、事前審査型とした。

応札が1者であることについては、本案件発注時と同時期に、山陽方面等で本案件と同等の規模の工場解体工事の発注が複数あったことが、参加者が少なかった原因と思われる。

総合評価の対象としていないことについては、解体工事は成果品（物を作る、形にするということ）が無く、総合評価の加点基準や工事成績評定基準の評価項目に適さないため対象としておらず、本案件も解体工事なので対象としていない。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>解体工事は予定価格に関わらず総合評価の対象としないというのは、規則等で定めているものか。</p>	<p>総合評価方式に関する規定を定めており、それに明記している。</p>
<p>入札公告について、当初公告では入札参加申請者が1者のみの場合は入札を中止すると記載があるが、再度公告からは削除されている。当初公告では、申請者が1者のみの場合は入札を中止し、再度公告では、申請者が1者のみでも入札を実施するという取扱いになっているのか。</p>	<p>当初公告では、設計金額・工事内容等から技術審査が必要ということも含め、申請者が1者のみでは判断が難しいということ、また、過去の監視委員会で応札者1者のみの入札についてご意見もいただいていることから、2者以上の参加が好ましいという結論に至り、申請者が1者のみの場合は入札を中止することとした。</p> <p>再度公告については、本市としても事業を進捗させる必要があることから参加条件を多少緩和し、これにより2者以上の申請があると予想していたが、山陽方面等で同時期に同様の工事の発注があったこともあり、結果として1者のみの申請となったが、公告のとおりそのまま入札を進める判断をした。</p>
<p>結果として、当初公告の申請者と再度公告の申請者は同じだったのか。</p>	<p>同じであった。</p>
<p>公告について、再度公告ではカッコ書きが追加されている部分があるが、これは何か意味があるのか。</p>	<p>再度公告では、多くの業者に参加してほしいという思いもあり、表現等を見直して分かり易くしたが、内容そのものについては当初から変更はない。</p>
<p>J Vの構成員は、松江市内に主たる営業所を有する者ということだが、当初公告で示す総合点数1,200点以上だと何者あるのか。</p>	<p>1,200点以上の業者は7者であるが、再度公告では1,100点以上としたので、追加分3者を含め10者となる。</p>

<p>入札公告には、9月中に工事開始と記載してあるが、本案件は契約に際し議会の承認が必要ということであり、当然契約日は議会の議決日以降、つまり10月以降になると思うが、このようなことを想定されたうえで記載しているものか。</p> <p>また、受注者に対しても、実際の契約が9月と10月で異なったとしても問題が無いものか。</p>	<p>建設工事の契約において議会の議決が必要な金額は決まっているので、落札決定後から議会の議決を得るまでは仮契約を締結するということになるが、このことは入札に係る周知事項として公告にも記載しており、入札参加者もこの点は承知していると考えている。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p><b>3. 指名競争入札【市営古志原アパート外1団地量水器取替工事】</b></p>	
<p>工事期間：平成30年11月28日～平成31年2月28日</p> <p>入札の経緯および結果：平成30年11月26日 開札  指名業者20者のうち第1回目の入札で13者の応札があり、うち12者は予定価格超過となり、残りの1者である山陰酸素エンジニアリング(株)に落札決定。</p> <p>○落札率が高いこと、応札者13者に対し有効入札者が1者のみであることについて  本案件は検定満期による交換で毎年計画的に実施している工事であり、量水器1個当たりの単価も極端に変動しないため、基本となる単価が比較的想定しやすいことから、予定価格に近い入札価格となったものと思われる。</p> <p>※詳しくは、抽出事案説明書の通り。</p>	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>量水器について、中曽根アパートは松江市上下水道局貸与品取付とあり、古志原アパートはどのような記載は特にはないが、何か違いがあるのか。</p>	<p>古志原アパートは、私物メーターとも言うが市が所有する量水器を使用し、中曽根アパートは市上下水道局が検針していることから、量水器は市上下水道局からの貸与品を使用する。なお、中曽根アパートについて、今後は検定満期が来たら市上下水道局が取替を行う。</p>
<p>そのようなことになっている理由は何か。</p>	<p>中曽根アパートについては、量水器の分担金いわゆる権利金を市上下水道局に収めているので、今後は市上下水道局の管理で量水器の取替を行う。</p>
<p>このようなことは、入札仕様書等で周知されているのか。</p>	<p>見積参考資料に記載している。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	

#### 4. 指名競争入札【七類分団七類班消防機庫改築工事】

履行期間：平成30年11月7日～平成31年2月15日

入札の経緯及び結果：平成30年9月14日の当初入札で、応札は1者であったが最低制限価格未満のため不落となり、再入札となった案件。

平成30年11月1日 開札

指名業者15者のうち第1回目の入札で1者のみの応札であり、予定価格以下及び最低制限価格以上であったので、(株)梶野工務店に落札決定。

○入札参加者が1者であること、落札率が高いことについて

入札参加者が1者であることについては、施工場所の美保関町には建築一式工事での市登録業者がなく、また、施工場所自体も市内中心から離れているので、比較的近接である島根町の業者のみの入札参加となったのではないかとと思われる。

落札率が高いのは、本案件の落札業者は、当初入札で最低制限価格未満での応札で失格となったため、今回の再入札では、当初入札より少し高めの額で応札されたのではないかとと思われる。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>1回目の入札で応札者が1者のみで、しかもそれが最低制限価格未満で失格の場合は、その時点で不落にするという取扱でよろしかったか。</p> <p>また、本案件の場合、指名業者を入れ替えて再入札を実施したということだが、当初入札で最低制限価格未満により失格となった業者と、入札書不着により失格となった業者の2者は再入札でも指名し、残りの業者は入れ替えてある。当初入札で最低制限価格未満により失格となった業者については、他の業者が辞退している中応札はしているので、再入札でも応札の見込みがあるということで指名されたと思われるが、入札書不着の業者についても、当初入札で本当は応札したかったが、何かの事情で不着により失格とはなったものの、再入札で応札する可能性はあると見込んで指名されたということか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>その中で、当初入札で入札書不着により失格となった業者については、現在は電子入札ということもあり、締切までに応札が間に合わなかった等により不着となったが、辞退という意思表示ではなかったので、再入札では応札する意思があるかもしれないと考え指名した。</p>

審議結果：全委員了承

## 5. 指名競争入札【黒田町西原地区浸水対策設計業務委託】

履行期間：平成30年8月17日～12月25日

入札の経緯及び結果：平成30年8月9日 開札

第1回目の入札で12者が応札したが、全者予定価格超過のため第2回目の入札を実施。第2回目は3者が応札し、うち1者が予定価格超過となり、残り2者のうち最も入札価格の安い(株)太陽建設コンサルタントに落札決定。

### ○落札率が高いこと、第2回目の入札で落札したことについて

本案件については標準積算歩掛がないため、事前に歩掛見積を徴取し、広く一般に公開されている「業務委託における見積による歩掛の決定方法」に基づき、徴取した見積の平均直下の歩掛を採用したもので業務設計書を作成し、見積を徴取した業者を含めた12者を指名し入札を行った。

第1回目の入札では、今回の落札業者が最低入札価格で応札しているが、この業者は見積を徴取した段階でも最低価格を提示しており、当初からこの業務の受注意欲は高かったと推察される。しかし、第1回目の入札でこの業者の応札額が予定価格に達しなかったのは、設計価格が異常値を除いた全見積の平均直下を採用することとしていることから、自社の見積額が仮に見積徴取の段階で最低であると想定した場合、出来るだけ利益を確保するため第1回目の入札で高めに応札し、結果予定価格に達しなかったものと推察される。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>見積を徴取し、その平均額を予定価格としたという解釈でよろしいのか。</p>	<p>積算の基となる標準歩掛が無い場合は、事前に見積を徴取する。徴取した見積の平均直下という意味は、各者とも自社が考える歩掛で見積を提出するが、業務委託の歩掛は▲▲業務に○人役というのが一般的であり、また各者考え方も違うことから、徴取した見積の歩掛を平均し○. □人役とするのではなく、まず徴取した見積の平均額を算出し、その平均額の真下、つまり平均直下の見積額を提出した業者の歩掛を採用するということである。</p>
<p>予定価格が平均値に近いとすれば、平均値より下の価格の見積を提出した業者もあるはずなので、その業者が見積提出時と同じ価格で応札すれば、第1回目で落札すると思うのだが。</p>	<p>基本的にはそのとおりである。</p>
<p>ということは、平均値よりも下の価格の見積を提出した業者が、入札時はそれよりも高い価格で応札しているということか。</p>	<p>その可能性はある。見積徴取による歩掛の決定方法は公開しているので、自社の見積が一番安いと想定しその見積額で応札すれば、間違いなく落札出来ると思う。しかし、もし自社が提出した見積よりも</p>

	<p>高い見積の歩掛が採用されていると想定されれば、第1回目は利益を確保するために自社の見積より高い価格で応札した可能性はある。仮に、結果全者予定価格超過となった場合、第2回目は事前見積額と同額で応札すれば、自社の利益確保の最低ラインで落札出来ると思う。</p> <p>もう1点として、平均値の算出方法は、まず徴取した全見積で平均値を算出し、その平均値から一定の範囲を超えた見積を異常値として排除した後の残りの見積であらためて平均値を算出する。なので、例えば極端に安い見積は採用されていない可能性があり、自社の見積は他社に比べ極端に安いと思えば、高めの価格で応札しないと調査基準価格未滿となる可能性もあるので、その辺りをどのように判断されるかは各業者の考え方によると思う。</p> <p>入札案件公開時は、金額を抜いた歩掛だけを見積参考資料として公開するので、それを見れば自らが提出した見積かどうかはある程度判断出来ると思うので、自社の見積と比べどうか、または自社の見積は異常値として排除されたのかどうかを、業者がどのように読むかということになると思う。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p><b>【報告事項】</b></p>	
<p>①指名停止等の運用状況について</p>	
<p>平成30年8月1日～11月30日の期間で、指名停止措置4件、4社を指名停止とした。いずれの案件も他の機関で発生したもので、島根県が行った停止措置に準じた指名停止措置を行った。指名停止理由は、贈賄容疑での逮捕、労働安全衛生法違反等によるもの。</p>	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>質問及び意見は特になし。</p>	
<p><b>【その他】</b></p>	
<p>[次回開催予定について] 平成31年度第1回委員会は6月または7月に開催することとし、日時は事務局で調整する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	